

平成28年1月21日

一般廃棄物を排出される事業者の皆様へ

京都市環境政策局

廃棄物処理法及び関係法令の遵守について

平素は、本市環境行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既に新聞等で報道されているとおり、学校法人から排出された一般廃棄物の処理を一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない学校法人の関連事業者が受託し、クリーンセンターへ搬入したため、無許可で一般廃棄物収集運搬業を行ったとして関連事業者等が逮捕される事案がありました。

事業者の皆様が事業活動に伴い排出される一般廃棄物の処理を他の事業者に委託する際には、当該区域を管轄する市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託する必要があります。

排出事業者の皆様におかれましては、無許可業者に委託することがないように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守し、適正な一般廃棄物の処理に努めていただくようお願いいたします。

＊ 廃棄物の適正処理については、京都市情報館の「廃棄物の適正処理ガイドブック」(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000146216.html>)を御参照ください。

＜お問い合わせ先＞

京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課

電話 075-366-1394

FAX 075-221-6550